

# OECD:BEPS 行動計画の第一次提言

## 行動計画 1 電子経済の課税上の課題への対処に係る報告書の発表

16 October 2014

### *In brief*

2014年9月16日、OECDはBase Erosion and Profit Shifting (BEPS)に関する行動計画の第一次提言を発表し、電子経済の課税上の課題への対処(BEPS行動計画1)に係る報告書が発表されました。

本報告書では電子経済がもたらす課税上の課題を4つに整理し、これらの課題に対する対処策として①電子商取引等におけるPEの考え方の見直し、②企業が収集したデータの価値に着目した課税、③電子商取引の決済を行う金融機関等への源泉徴収、④海外事業者のB2C取引に対する消費課税、といったオプションを提示しています。

OECDでは、さらに2015年末まで議論を継続し、上記のオプションを、中立性、効率性等の観点から評価し、他の行動計画の検討も踏まえて、各オプションの技術的詳細や影響について検討することとしています。

### *In detail*

#### 1. 行動計画1:電子経済の課税上の課題への対処に係る報告書の発表

2014年3月24日に発表された電子経済に関する討議草案(Discussion Draft)は81ページというこれまでにない長さの報告書でした。この討議草案は電子商取引等に係る多くの分析が盛り込まれており、かなり複雑な内容となっていました。

この討議草案は、7つの章と添付資料から構成され、情報通信技術(Information and Communication Technology)による経済への影響、新しいビジネスモデルの採用、直接税と間接税に係わるBEPS問題の共通的特徴、そして対処すべき幅広い課題について検討されていました。

当初の討議草案には解決策に係る勧告は含まれていませんでしたが、特定の納税者に関わる課税上の

問題点に係る対処策としてのオプションが提言されていました。

今回の報告書は当初の討議草案になかったような新たな結論は含まれていませんが、電子商取引等の新たなビジネスモデルである電子経済に係る課税上の課題を明確にしています。

また、OECD租税委員会ではこの電子経済に係る課題に対応するため、新たに電子経済タスクフォースを設立し、電子商取引等に対する直接税・間接税のあり方を検討してきましたが、今回の報告書ではBEPSプロジェクトの残りの期間における電子経済タスクフォース(Digital Economy Task Force)の役割についても説明しています。

今回の報告書における主要な結論として、電子経済は世の中に深く普及しており、経済の一部分を成すものではなく、経済そのものであるとしています。その

ため、電子経済に係る問題を他の問題と切り離して個別の税務上のルールを策定することは不可能としています。

ただし、他の行動計画に係る作業の中で取り扱われない電子経済に関連する課税上の課題については電子経済タスクフォースが独自の解決策を提案することになることは明らかです。今後も情報通信技術の進化がビジネスにもたらす影響が継続していくと考えると、電子経済タスクフォースではBEPSプロジェクト終了後も引き続き、電子経済に関連する問題に対して対処していくことが必要なものかもしれないことを示唆しています。また、電子経済に係るさらなる課題がInternet of Things (インターネット・ネットワーク化)、バーチャル貨幣、先進ロボット工学、3Dプリンティング、共有経済、政府データへのアクセス、強化される個人情報保護、等から生じる可能性があることにも言及しています。

## 2. 報告書の概要

今回の報告書は、情報通信技術の発達による国際的なビジネスモデルの細分化に伴い、電子経済がもたらす重要な税務上の課題について以下の通り整理しており、前回の討議草案に係るパブリックコンサルテーションでの要請により、クラウドコンピューティングや3Dプリンティングなど新しい情報通信技術により可能となったさまざまな取引の特性の評価について検討すべきことが新たに提案されています

- ① 電子商取引のように国内に物理的拠点がなくてもサービス提供等を行う場合について、恒久的施設(PE)に着目して事業所得に課税する現行ルールをどのように考えるか。
- ② 企業が顧客・利用者等のデータの大量の収集(ビッグデータ等)から経済的利益を得ている場合について、当該顧客・利用者等の所在地国による課税をどのように考えるか。
- ③ クラウド・サービスの対価等の所得について、事業所得や使用料等の所得分類ごとに課税関係を規定する租税条約等の適用上、どのように分類するか。
- ④ 間接税の課題として、電子商取引において海外から消費者に直接電子配信によってサービス提供が行われる場合(B2C)について、消費課税をどのように確保するか。

これらの課題に対する対応策として、以下のオプションが挙げられており、これらのオプションについて中立性、効率性等の観点から評価することとされており、CFC税制、人為的なPE回避、移転価格税制など、他の行動計画の検討も踏まえて、各オプションの技術的詳細や影響について、引き続き、検討されることとなっています。

- 電子商取引等におけるPEの考え方の見直し
- 企業が収集したデータの価値に着目した課税
- 電子商取引の決済を行う金融機関等への源泉徴収
- 海外事業者のB2C取引に対する消費課税

また、BEPS行動計画の第一次提言の行動計画1については、以下OECDのホームページをご参照ください。

OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project 2014 Deliverables Action 1: Addressing the Tax Challenges of the Digital Economy ([http://www.oecd-ilibrary.org/taxation/addressing-the-tax-challenges-of-the-digital-economy\\_9789264218789-en](http://www.oecd-ilibrary.org/taxation/addressing-the-tax-challenges-of-the-digital-economy_9789264218789-en))

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル15階

電話：03-5251-2400(代表)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー

高野 公人

03-5251-2698

[kimihito.k.takano@jp.pwc.com](mailto:kimihito.k.takano@jp.pwc.com)

顧問

岡田 至康

03-5251-2670

[yoshiyasu.okadas@jp.pwc.com](mailto:yoshiyasu.okadas@jp.pwc.com)

シニア マネージャー

村岡 欣潤

03-5251-2495

[kinjun.k.muraoka@jp.pwc.com](mailto:kinjun.k.muraoka@jp.pwc.com)

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、PwCのメンバーファームです。公認会計士、税理士など約500人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwCは、世界157カ国におよぶグローバルネットワークに195,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスの提供を通じて、企業・団体や個人の価値創造を支援しています。詳細は[www.pwc.com](http://www.pwc.com)をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2014 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース 無断複写・転載を禁じます。

PwCとはメンバーファームである税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、またはPwCのネットワークを指しています。各メンバーファームは、別組織となっています。詳細は[www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure)をご覧ください。